

# DVはあなただけでなく子どもたちも苦しめています

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。身体的な暴力や言葉での暴力のほかにも、生活費を渡さない、外出を制限することなども、DVにあたります。また、子どもの目の前でのDVは、言葉や態度で子どもの心を深く傷つける行為で、直接子どもに

向けられたものではなくても、児童虐待にもつながります。DVで苦しんでいるあなた、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」などと考えて誰にも相談しないのではなく、ひとりで悩まず、相談してください。

## ◆DV被害者のための電話相談のご案内◆

相談先	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	警察
対象者	DV被害に苦しんでいる方	女性、男性	DV・ストーカーに関する相談
電話番号 相談時間など	男女不問 通話料833-0783 平日 9:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00 (年末年始を除く。)	女性向け 通話料873-9555 毎日 9:00~17:00 (※第2水曜日・祝日・年末年始を除く。)  男性向け(予約制) 通話料873-9100 第1・3火曜日、第4水曜日 18:00~20:00	お近くの警察署又は 県警本部生活安全企画課 (#9110又は通話料823-9110)  夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ

## 児童虐待かもと思ったら通話料189(いちはやく)番へ

7月1日（水）から児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になりました。

「あの子もしかしたら虐待を受けているのかしら」「子育てがつらくてつい子どもにあたってしまう」「近くに子育てに悩んでいる人がいる」こんなときには、すぐ189番にお電話ください。

189番にお電話していただくと、高知県中央児童相談所につながり、専門的な方が対応します。

### ◆こんなことが児童虐待になります

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為。性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など
放棄・放任	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

## 障害者虐待を予防しよう

虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ障害者虐待防止法の施行により、地域の身近な相談及び通報窓口としてほけん福祉課内に休日や夜間であっても対応可能な相談窓口を設置しています。障害のある人が家族、施設などの職員、事業主などから虐待を受けていることに気付いたら、ひとりで抱え込まないで速やかに通報してください。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている人だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。障害のある人の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止にご協力ください。

### ◆こんなことが虐待になります

身体的虐待	暴力や体罰により身体に傷やあざ、痛みを与える行為
性的虐待	性的な行為やその強要
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任	身辺の世話を介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないと、生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

相談及び  
通報窓口

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野) 通話料893-3810

※虐待相談・通報は夜間や休日でも受付します。通報をした方の秘密は守られます。